

食品安全情報（化学物質） No. 6/ 2015 (2015. 03. 18)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. WHO は各国に成人と子どもの砂糖の摂取量を減らすよう呼びかける
2. IARC：チェルノブイリ健康研究協力

[【EC】](#)

1. 食品獣医局（FVO）査察報告書
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 毒性学的懸念の閾値についての FAQ
2. 食品添加物としてのエリスリトール(E 968)の使用拡大案の安全性に関する科学的意見
3. 食事摂取基準：ビタミン A の助言を公表
4. EFSA の食品の安全性に関するデータの「宝の山」を開ける
5. EU の食品の 97%以上が残留農薬の規制値を順守
6. Monsanto Europe S.A.社からの遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 の栽培に関する 2013 年の年次市販後環境モニタリング（PMEM）報告についての科学的意見
7. 既存 MRL 改訂についての理由付き意見

[【HSE】](#)

1. PRiF：残留農薬モニタリング 2014 第 3 四半期報告

[【ASA】](#)

1. ASA 裁定

[【BfR】](#)

1. 動物実験情報のデータベース：より透明性のある動物実験のためのドイツの取組み
2. ビスフェノール A 暴露による健康リスクはない—BfR は EFSA の新評価の結論を支持
3. BfR ヒト研究からの新データ：マジパンとペルシパンの摂取によるシアン化物リスクはない

[【ANSES】](#)

1. 食品包装：極端な高温に再加熱すると物質の溶出リスクが高まる

[【FDA】](#)

1. FDA のミルク調査では残留薬物はほとんど検出されなかった
2. FDA はメニュー表示についての小規模事業者向けガイドを公表
3. FDA と EPA はデータ共有覚え書きに署名
4. Ultra ZX LABS, L.L.C は表示に記載がないシブトラミンとフェノールフタレインを含むため Ultra ZX を全国で自主回収
5. 警告文書
6. 公示

[【NTP】](#)

1. コバルト及びコバルト化合物
2. ウェストバージニア Elk 川に流出した化学物質についての NTP の試験

[【NIH】](#)

1. 2015 食事ガイドライン助言委員会報告

[【FSANZ】](#)

1. カフェイン

[【MPI】](#)

1. MPI はオンライン魚ブラックマーケットを閉鎖
2. MPI は乳児用ミルク汚染脅迫対応として警察を支援している
3. Concord 作戦記者会見、2015 年 3 月 14 日

【[香港政府ニュース](#)】

1. TRILEX ハーブティーリコール

【[MFDS](#)】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. ジョンソン食品医薬品安全処長、水産物安全管理の現場訪問
3. 食品医薬品安全処、国民の意見を直接収集する双方向疎通チャネル「国民疎通団」運営
4. 「食品メーカー・レストランの衛生検査に参加して下さい」
5. 有害農水産物流通前のブロックの強化

【[AVA](#)】

1. 地元で養殖された魚のシガトキシンについての嘘メール

【[その他](#)】

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・ (Eurekalert) □ペンシルベニア大学の研究：薬物性肝不全の最も良くある原因は OTC 医薬品とサプリメントである
- ・ (Eurekalert) 人気のある抗酸化物質は効果がない可能性が高いことを研究が発見
- ・ (Eurekalert) 低線量放射線によるがんリスクについての新しい手がかり
- ・ 書誌事項

● 世界保健機関（WHO : World Health Organization）<http://www.who.int/en/>

1. WHO は各国に成人と子どもの砂糖の摂取量を減らすよう呼びかける

WHO calls on countries to reduce sugars intake among adults and children

4 March 2015

<http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2015/sugar-guideline/en/>

新しい WHO のガイドラインは、成人と子どもの 1 日の遊離の糖の摂取量を総エネルギー摂取量の 10%以内にするよう薦める。さらに減らして 5%以下あるいは 25 g 以下にすることは追加の健康上のメリットもあるだろう

遊離の糖とは、製造業者や調理者、消費者により食品や飲料に加えられる、単糖（ブドウ糖、果糖）と二糖（ショ糖）、および天然にハチミツ、シロップ、フルーツジュース、フルーツジュース濃縮液に含まれる糖のことを指す。生鮮果物や野菜、ミルクに含まれる糖は含まない。

助言の主旨は次の通り。

- ・ 糖の摂取量を総エネルギー摂取量の 10%以内にする：強い助言
砂糖の摂取量の多さが肥満や過体重と関連するという根拠があるため
- ・ さらに 5%以下に減らす：条件付き助言
虫歯の少なさと関連するといういくつかの根拠があるため

* Guideline on sugars intake for adult and children

http://www.who.int/nutrition/publications/guidelines/sugars_intake/en/

2. IARC : チェルノブイリ健康研究協力

CO-CHER : Cooperation on Chernobyl Health Research

<http://co-cher.iarc.fr/>

IARC はチェルノブイリ健康研究協力 (CO-CHER) プロジェクトのウェブサイトを発表しました。これまでチェルノブイリ健康研究アジェンダ (ARCH) プロジェクトを実施しており、それをベースにしている。

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 食品獣医局 (FVO) 査察報告書

● クロアチア—水産物

HR Croatia - Fishery products

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2014-7131

2014年5月5～16日までクロアチアで実施された水産物管理システム評価に関する査察。前回の査察からかなり改善されている。漁船や水揚げ地点での公的管理は実施されている。水産業者の認可手続きも EU の要件を満たし、概して効果的に行われている。しかし、多くの生物学的・化学的ハザードについて公的なサンプリングが行われておらず、システムの効果は信用を落としている。委託管理団体の公平性は完全には保証されていない。1施設の不十分な衛生状態が指摘された。

● デンマーク—農薬

DK Denmark – Pesticides

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2014-7184

2014年6月17～24日までデンマークで実施された農薬管理評価に関する査察。デンマークは農薬使用については代案の促進や削減を進めており、EC 指令を十分実施している。農薬使用リスクをかなり削減するために、政策により農薬税の割合を変え、製品によっては数倍高額にした。他の加盟国からの農薬の不法輸入を防ぐことは困難なので目標に到達するのは難しい。認可された農薬だけが市販されていると確定するには検査の範囲と頻度が十分ではない。農薬管理者に関する優れたシステムがある。

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database
http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2015年第10週～第11週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

スペイン産冷凍ヨシキリザメの水銀(1.6 mg/kg)、ベトナム産冷凍カイヤンの禁止物質ニトロフラン(代謝物質)ニトロフラゾン(SEM) (1.1 µg/kg)、ドイツ産アフガニスタンの乾燥プラムの亜硫酸塩非表示、ラトビア産オイル漬け燻製ニシンのベンゾ(a)ピレン(2.97 µg/kg)・多環芳香族炭化水素(4 PAHの合計: 61.38 µg/kg)・ベンゾ(a)アントラセン(7.43 µg/kg)・クリセン(48.67 µg/kg)及びベンゾ(b)フルオランテン(2.31 µg/kg)、台湾産ピーナッツ粉のアフラトキシン(B1 = 46.2; Tot. = 61.2 µg/kg)、フランス産子猫と子犬用ミルクのビタミンD高含有(35500 ~ 301000 IU/kg)、セネガル産イワシのパテのヒスタミン(103 ~ 193 mg/kg)、カナダ産小麦のオクラトキシン A (17 µg/kg)、オーストリア産鳥餌のブタクサの種高含有(61 mg/kg)、スロバキア経由中国産ナイロンスプーンからの一級芳香族アミンの溶出(0.044; 0.021; 0.094 mg/kg)、ドイツ経由中国産カボチャの種のオクラトキシン A (29 µg/kg)、スウェーデン経由中国産ポリアミド製へらからの一級芳香族アミンの溶出(0.0166; 0.0124; 0.0167 mg/kg)、スペイン産乾燥イチジクのオクラトキシン A (183 µg/kg)、スウェーデン産食品サプリメントのビタミンA高含有(1250 µg/カプセル; 12500 µg/カプセル)、スペイン産チルド真空パックメカジキの水銀(2.34 mg/kg)、スウェーデン産食品サプリメントのビタミンD高含有(175 µg/item; 125 µg/カプセル)、オランダ経由レッドパームオイルの未承認着色料スーダン 4(1.9 mg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

米国産ビタミンB食品サプリメントのビタミンB6高含有(100 mg/item)、ベトナム産冷凍魚の未承認物質ロイコマカライトグリーン(39 µg/kg)、タイ産冷凍乾燥アンチョビのカドミウム(1.233 mg/kg)、米国産食品サプリメントの未承認物質バナジウム及びピコリン酸結合亜鉛(3.75 mg/カプセル)、インド産食品サプリメントの未承認照射、中国産木製の柄のナイフからのクロムの溶出(0.89 mg/kg)、スリランカ産チリペッパーの未承認物質プロフェノホス(0.063 mg/kg)、食品と接触する物質としての使用にふさわしくない米国経由インド産ベルクリーマージャグ(ステンレススチール AISI 201)、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン(Tot. = 36 µg/kg)、イタリア産ナシのクロロピリホス(0.18 mg/kg)、チュニジア産チルドアンチョビのヒスタミン(370 ~ 992 mg/kg)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

オランダ経由デンマーク包装チリ産ゴールデンレーズンの亜硫酸塩高含有(2400 mg/kg)、中国産冷凍ティラピアフィレのスルファジアジン(158 mg/kg)、ドイツ経由メキシコ産原料チェコ共和国産有機アガベイヌリンの未承認物質ペンタクロロフェノール(0.021 mg/kg)、ポーランド経由米国産食品サプリメントの未承認新規食品成分ヨヒンベ抽出物、ポーランド経由英国産食品サプリメントの未承認新規食品成分ラズベリーケトン、オランダ経由南アフリカ産スポーツマン用食品サプリメントの未承認新規食品成分トンカットアリ(ユウリコマ・ロンギフォリア)及び新規食品成分ハッシュウマメ (ムクナ)、オランダ及び米国経由中国産エナメルカップからのカドミウムの溶出(0.27; 0.2 mg/l)、米国産食品サプリメントの未承認物質バナジウム(5.98 mg/kg)及びエチレンジアミン四酢酸(EDTA) (200 mg/item)、ポーランド産魚用補完飼料に反芻動物の DNA の存在、オランダ経由米国産食品サプリメントの未承認新規食品成分ラズベリーケトン、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産レモンのビフェニル(0,657 mg/kg)、インド産イヌホオズキ・*Sida cordifolia*・フウセンアサガオ・*Nepeta hindostana* を含む食品サプリメントの未承認市販、ナイジェリア産乾燥豆の未承認物質ジクロロボス(0.03 mg/kg)、エジプト産塩水入りオリーブのクロルピリホス(0.06 mg/kg)及びフェニトロチオン(0.04 mg/kg)、中国産花茶の未承認物質オキサジキシル(0.054 mg/kg)、インド産挽いたチリパウダーのアフラトキシン、イラン産ピスタチオナッツのアフラトキシン(B1=153.5 µg/kg)、マダガスカル産豆のフェニトロチオン(0.84 mg/kg)、トルコ産パプリカの未承認物質ジアフェンチウロン(0.050 mg/kg)、インド産デュラム小麦の鉛(0.47 mg/kg)、ペルー産ブドウのエテホン(3.9 mg/kg)、トルコ産ペッパーのクロルピリホス(1.067 mg/kg)、トルコ発送アフガニスタン産アーモンドのアフラトキシン(Tot. = 129 µg/kg)、中国産肉挽き機の刃からのクロムの溶出(0.4 mg/kg)、ドミニカ共和国産レッドペッパーのアズキシストロビン(0.08 mg/kg)・フィプロニル(0.02 mg/kg)及び未承認物質カルベンダジム(0.02 mg/kg)、トルコ加工イラン産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 67 µg/kg)、トルコ産パプリカのホルメタネート(1939 mg/kg)、ケニア産生鮮豆のオキシデメトン-メチル(0.14 mg/kg)、トルコ産ズッキーニのメタラキシル(0.14 mg/kg)、ズッキーニのメタラキシル(0.169 mg/kg)及びフェナミホス(0.328 mg/kg)、トルコ産キュウリのホルメタネート(2204 mg/kg)、中国産冷凍海藻サラダの着色料ブリリアントブルーFCF(E133) (15 mg/kg) 非表示及び着色料タートラジン(E102) (76 mg/kg)の未承認使用、トルコ産ペッパーのホルメタネート(0.172 mg/kg)、インド産米の未承認物質カルベンダジム(0.03 mg/kg)、中国産メラミン製台所用品からの一級芳香族アミンの溶出(1.1 mg/kg)、中国産テーブルセットアクセサリーからの高濃度の総溶出(518 mg/kg)、中国産メラミンセット (グラス、皿、カトラリー) からのホルムアルデヒドの溶出(>15 mg/kg)、トルコ産ザクロの実のアセタミプリド(0.026 mg/kg)、中国産ピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 11; Tot. = 60 µg/kg)など。

その他アフラトキシン等多数

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 毒性学的懸念の閾値についての FAQ

FAQ on the Threshold of Toxicological Concern

<http://www.efsa.europa.eu/en/faqs/fagttc.htm>

1) 毒性学的懸念の閾値とは何か？

分析法の改良により、食品と飼料中に低濃度あるいは極めて低濃度で存在する物質で検出可能なものが増えている。だが、そのような物質の多くには、入手可能な毒性学的データが少ししかない、あるいは全くない。以前は検出できなかったこれらの物質の健康影響を評価する必要性は増しているが、食事の中の全ての個々の物質に関する毒性学的データが常に作れるとは限らない。

毒性学的懸念の閾値 (TTC) アプローチは食事の中の低濃度物質のリスクを定性的に評価するために開発された。ある物質の包括的リスク評価が必要かどうかを決めるための、初期評価として使用できる。これは、現在ヒトの健康リスクが感知できないとみなされる、より多くのデータを必要とする低濃度暴露の化学物質の評価の優先順位を決めるための科学に基づく重要なアプローチである。

2) どのようなしくみか？

ある物質の化学構造が分かると、健康リスクは一般的なヒトの暴露閾値「TTC 値」に基づいて評価することができる。TTC 値は同じような化学構造や毒性の可能性を持つ物質に設定されており、広範囲に及ぶ発表された毒性学的データに基づいている。低い毒性、中程度の毒性、高い毒性の 3 つの大区分に分けられる。物質は信頼できるヒト暴露データと適切な TTC 値とを比較することにより保守的に評価される。ある物質へのヒトの暴露が TTC 値より低ければ、有害影響の可能性はかなり低いと考えられる。

3) 現在 EFSA で提案されている TTC の用途とは？

TTC アプローチは現在 EFSA では香料物質の評価 (香料に関する EU 規則に定められた評価原則による) と地下水の農薬代謝物の評価に定期的に使用されているのみである。だが EFSA の科学的委員会は、食品と飼料に存在する広範な物質の低濃度暴露によるヒトの健康リスクを評価することに TTC アプローチを用いることの妥当性と信頼性を評価した。EFSA の権限内の分野で TTC を用いることについて議論されているのは：食品と接触する物質；食品と飼料添加物の不純物及び分解産物/反応生成物；植物代謝物質及び農薬分解物；飼料添加物の代謝物質；技術的飼料添加物；飼料中の香料物質。

4) TTC アプローチは農薬、食品添加物、他の規制物質の認可への近道となれるのか？

TTC アプローチは、毒性学的データの提出が法により求められている農薬や食品及び飼料添加物のような規制対象製品のリスク評価に代わるものではない。さらに、TTC アプロ

ーチの使用は多くの物質カテゴリーで除外されている：強力な発がん物質（すなわちアフラトキシン様、アゾキシ-や N-ニトロソ-化合物）、無機物、金属及び有機金属化合物、タンパク質、ステロイド、生体濃縮が知られている、あるいは予測されている物質、ナノ物質、放射性物質、既知と未知の両方の化学構造を含む混合物質。

5) TTC には広範な科学的支持があるのか？

規制機関で働く人を含む化学物質リスク評価を専門とする科学者によって TTC アプローチは過去 25 年以上にわたって開発されてきた。一部の人々と団体は食品と飼料中に存在するどんな化学物質も、動物実験のデータに基づく毒性試験とリスク評価を必要とするべきだと感じている。しかしながら公共機関は公衆衛生が守られていることを保証しつつ、化学物質の毒性に関する蓄積された科学的知見を使う義務がある。リスク管理者にとって入手できる毒性データが少ない場合でも、この知見は科学者たちにガイダンスを与えられる。また、リスク管理者に健康リスクを起す可能性がある物質に焦点を絞り、動物実験の必要性を減らすことができる。

6) EFSA は TTC アプローチを扱う唯一の組織なのか？

いいえ。TTC アプローチはアメリカ食品医薬品局、JECFA（国連食糧農業機関／世界保健機関合同食品添加物専門家委員会）、欧州委員会の前食品科学委員会(SCF)、欧州医薬品庁などで使用されている。

7) TTC アプローチはいわゆる低用量影響の可能性のある内分泌かく乱物質を扱う時には有効ではないと主張する人がいる。これに関する EFSA の見解は？

EFSA の科学委員会は「低用量影響」を持つ可能性のあるものを含む内分泌かく乱物質に対する TTC アプローチの適応性を注意深く考慮している。例えば次のようなことである。

- ✓ ある内分泌かく乱物質に有害影響があることを示すデータがあれば、TTC アプローチを適応するべきではなく、それらのデータに基づいた完全リスク評価が行われるべきである。
- ✓ ある物質に内分泌活性があるもののヒトの健康への関連が不明であると示すデータがあれば、TTC アプローチを適応するかどうかは、リスク管理者によってケースバイケースで結論するべきである。
- ✓ 科学者が内分泌活性物質をどのように定義し取り扱うかについて現在 EU レベルで行われる広範囲な作業がある

いったん完成すれば、この作業の影響は TTC アプローチの使用との関連で考慮する必要があるだろう。

8) TTC アプローチは乳児と子供を十分に保護しているか？

EFSA は TTC アプローチが乳児と子供を十分に保護していると理解している。大まかに言って TTC 値は体重によって表されるので、乳児と子供の低い体重を考慮している。

EFSA はまた、生まれてすぐの乳児が物質を代謝したり排出したりできることにも言及しており、特に暴露が少ないときには、この点で乳幼児と子供あるいは成人との違いはとて小さく TTC アプローチ使用の説得力を弱めることはない。

だが、乳幼児の推定暴露量が TTC 値の範囲内である場合には、ケースバイケースで、TTC アプローチが使えるかどうかを決めるために、予測される代謝、暴露の頻度や持続時間のような更なる考慮をする必要があると助言している。

9) 今後は？

食品に対する最初の開発と適用以来、さらなる科学的進歩が TTC アプローチを更新する必要性を示している。EFSA と世界保健機関(WHO)は TTC アプローチのレビューに着手した。この計画の一部として EFSA と WHO は関係者と科学的専門家を含むワークショップを 2014 年 12 月に開催する予定である。

(最終更新： 2012 年 7 月 24 日)

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 4/ 2015（2015. 02. 18）参照

【EFSA】TTC アプローチについての報告書案をパブリックコメント募集のため公開

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2015/foodinfo201504c.pdf>

EFSA 及び WHO が 2014 年 12 月ブリュッセルで共同開催した毒性学的懸念の閾値 (TTC) に関する 3 日間の専門家ワークショップで得られた結論及び勧告案を公表し、2015 年 3 月 29 日まで意見を募集する。これは、化学物質のリスク評価において TTC を適用する段階的アプローチのために、国際的に統一された決定樹を開発することを目的としたプロジェクトである。

2. 食品添加物としてのエリスリトール(E 968)の使用拡大案の安全性に関する科学的意見 Scientific Opinion on the safety of the proposed extension of use of erythritol (E 968) as a food additive

EFSA Journal 2015;13(3):4033[15 pp.]. 05 March 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4033.htm>

ノンアルコール飲料の風味増強剤としてエリスリトール (E968) を最大濃度 1.6% (16 g/L) で添加することの安全性に関する科学的意見。2003 年、EU の SCF (Scientific Committee on Food) はエリスリトールについて食品に安全に使用できると結論しているが、エリスリトールの認可に飲料への使用は含まれていない。これは、SCF が飲料中のエリスリトールの摂取は下痢の閾値を超える可能性があるとしたためである。食品添加物及び食品に添加される栄養源に関する科学パネル (ANS パネル) は、新しいデータに基づき、最大濃度 1.6%でのノンアルコール飲料によるエリスリトールの急性大量摂取は下痢の懸念を生じることはないと結論した。

3. 食事摂取基準：ビタミン A の助言を公表

Dietary reference values: Vitamin A advice published

5 March 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150305.htm>

EFSA は栄養摂取に関する科学的助言のレビューの一部としてビタミン A の集団別参照

摂取量 (PRI: population reference intakes) を設定した。ビタミン E、リン、ビタミン B12 の原案は近くパブリックコメント募集開始予定である。

食品・栄養・アレルギーに関するパネル (NDA パネル) は、ビタミン A の一日当たりの PRI を次のように設定した。

- ✓ 男性 750 µg、女性 650 µg
- ✓ 乳幼児及び子供 250~750 µg
- ✓ 妊婦 700 µg、これは胎児と母体組織の成長のための必要性を考慮に入れて成人の PRI よりも高い

EFSA の包括的食品摂取データベースと栄養成分データベースのデータ分析によると、EU における平均的なビタミン A 摂取は、1~3 歳の子供は 409~651 µg/日、3~10 歳の子供は 607~889 µg/日、青年(10~18 歳)は 597~1,078 µg/日、成人は 816~1,498 µg/日の範囲であった。

ビタミン A は健常視力維持と体組織の細胞の成長と完全性に重要である。欠乏によるもっとも明確な影響は、一般的に幼い子供たちにみられる眼疾患の眼球乾燥症である。ビタミン A 欠乏は、低所得国では、呼吸器感染症、下痢、死亡率上昇とも関連している。

ビタミン A は動物由来食品の既成ビタミン A (主にレチノールとレチニルエステル)、あるいは植物由来食品のプロビタミン A カロテノイドとして食事から得られる脂溶性ビタミンである。ビタミン A を豊富に含む食品は、肉、バター、レチノール増量マーガリン、乳製品、卵、そしてジャガイモ、ニンジン、カボチャ、濃緑色葉野菜、赤パプリカ、マンゴー、メロンなどの野菜と果物である。

・ビタミン A の食事摂取基準に関する科学的意見

Scientific Opinion on Dietary Reference Values for vitamin A

EFSA Journal 2015;13(3):4028 05 March 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4028.htm>

欧州委員会の要請を受けて、食品・栄養・アレルギーに関するパネルはビタミン A の食事摂取基準を導出した。ビタミン A の平均必要量 (AR) の設定目安として肝臓 1g につきレチノール 20 µg の濃度を用いた。ビタミン A と肝臓の貯蔵との関係はまだよくわかっていないため、要因アプローチを用いた。このアプローチでは、全身/肝臓のレチノール貯蔵比 1.25、体重あたりの肝臓の重量比 2.4 %、一日当たりの体内レチノールの分解速度係数 0.7%とした。男性には 570 µg レチノール当量(RE)/日、女性には 490 µg RE/日の ARs が導出された。変動係数 (CV) を 15 %として、男性には 750 µg RE/日、女性には 650 µg RE/日の集団別参照摂取量(PRI)が設定された。7~11 か月の乳児と子供には、成人と同じ式を用いて体重と肝臓/体重比に子どもの値を適用した。AR は 7~11 か月の乳児の 190 µg RE/日から 15~17 歳の少年の 580 µg RE/日の範囲とする。乳児と子供の PRI は CV15%を用いて推定し、250~750µg RE/日の範囲とする。妊婦と授乳中の人には、胎児と母体組織のレチノール蓄積やレチノールの母乳への移行に関連しより多くのビタミン A が必要だとし、

それぞれ 700 と 1300 μ g RE/日の PRIs が設定された。

4. EFSA の食品の安全性に関するデータの「宝の山」を開ける

Opening EFSA's "treasure trove" of food safety data

2 March 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150302.htm>

－EFSA の「科学データ倉庫」立ち上げにより、EFSA が集めて所有しているデータを一般に公開することが現実に近づいた－

EFSA は今後数年で EFSA が集めたデータを可能な限り公開することを目指す。2015 年は関係者から徐々にアクセス可能にする。

5. EU の食品の 97%以上が残留農薬の規制値を順守

Over 97% of foods in EU contain pesticide residues within legal limits

12 March 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150312.htm>

欧州食品安全機関(EFSA)が評価した食品サンプルの 97%以上が法の限度内の残留農薬濃度を含み、サンプルのちょうど 55%以下では検出されなかった。この調査結果は、EU に加盟する 27ヶ国とアイスランド及びノルウェーからの約 81000 の食品サンプルの結果を含む、残留農薬に関する EFSA の 2013 年の年次報告書の一部である。

29 の報告国がこの報告書のために 2 つの監視計画を実施した：各国でデザインした国家計画と、全ての食品管理当局が同じ食品の「バスケット」を監視する、EU 共通計画である。多様な加工食品と未加工の食品を合わせた全部で 80967 のサンプルについて 685 の農薬を検査した。主な調査結果は次の通り：

- ・分析されたサンプルの 97.4%は基準値以内；
- ・54.6%は検出可能な残留物がない；
- ・1.5%は測定の不確実性を考慮したうえで明らかに基準値を超えており、責任のある業者に対する強制執行あるいは行政処分；
- ・1 つ以上の農薬残留物（複数残留物質）はサンプルの 27.3%に見つかった。

サンプルの大半(68.2%)は欧州由来の食品で、27.7%が第三国から輸入されている。基準値を超える割合は EU の国々(1.4%)より高い(5.7%)が、輸入食品の基準値超過割合は 2012 年(7.5%)よりおよそ 2%下がっている。

EU 共通計画では、12 食品 11582 検体を検査している－リンゴ、キャベツ、ニラ、レタス、桃、ライムギ、燕麦、イチゴ、トマト、牛乳、豚肉、ワイン。結果は、サンプルの 99.1%は基準値以下で、約 53%は検出されなかった。

ワイン以外は同じ食品が検査された 2010 年の結果と比べて、基準値を超えたサンプルの割合は検査された全ての食品で下がっている。

EFSA は残留農薬への現在の食事からの曝露が長期（慢性）あるいは短期（急性）のヒト

の健康リスクを引き起こすかどうか評価するために EU 共通計画のデータを使用した。EFSA は食品中の残留農薬の存在が消費者の健康に長期影響を起こすおそれはないと結論した。短期暴露については、食事から有害な量の残留物に暴露されるリスクは低い。

・インタラクティブ報告書 (5.8Mb)

EFSA は 2013 年に分析されたサンプルと食品中の残留農薬についてさらに知るために過去の数字を掘り下げられるインタラクティブ報告書を開発した。

・食品中の残留農薬に関する 2013 年欧州連合報告書

The 2013 European Union report on pesticide residues in food

EFSA Journal 2015;13(3):4038 [169 pp.]. 12 March 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4038.htm>

6. Monsanto Europe S.A.社からの遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 の栽培に関する 2013 年の年次市販後環境モニタリング (PMEM) 報告についての科学的意見

Scientific Opinion on the annual post-market environmental monitoring (PMEM) report from Monsanto Europe S.A. on the cultivation of genetically modified maize MON 810 in 2013

EFSA Journal 2015;13(3):4039[11 pp.]. 10 March 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4039.htm>

昆虫耐性監視については 2013 年スペインで感受性低下は示されていないが改善の指摘が生かされていない。MON 810 の一般サーベイランス情報が不足しているため、予期しない有害影響の可能性と、前回の生育期と比較した方法論の変更については結論できない。

7. 既存 MRL 改訂についての理由付き意見

- 皮を食べられるウリ科植物のピリダベンの既存 MRL 改訂についての理由付き意見

Reasoned opinion on the modification of the existing maximum residue level maximum residue level (MRL) for pyridaben in cucurbits – edible peel

EFSA Journal 2015;13(3):4041[21 pp.]. 10 March 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4041.htm>

消費者の健康リスクを引き起こす恐れはない。

- コムギとライムギのブロムコナゾールの既存 MRL 改訂についての理由付き意見

Reasoned opinion on the modification of the existing MRLs for bromuconazole in wheat and rye

EFSA Journal 2015;13(3):4044[24 pp.]. 12 March 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4044.htm>

この化合物に関する健康リスクを消費者にもたらしそうもない。

-
- 英国健康安全局（HSE : Health and Safety Executive)

<http://www.hse.gov.uk/index.htm>

1. PRiF : 残留農薬モニタリング 2014 第 3 四半期報告

2014 Quarterly Reports

Report published 5 March 2015

http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/advisory-groups/PRiF/Latest+results+and+reports/2014_Results_and_Reports

<http://www.pesticides.gov.uk/Resources/CRD/PRiF/Documents/Results%20and%20Reports/2014/Q3%202014%20FINAL.pdf>

2014 年第 3 四半期には、31 食品 1101 検体について調査した。MRL を超過したのは 31 検体で、ほとんどの場合で健康への影響は考えられなかったが、乾燥スペシヤリティビーンズのうち英国産 black eye beans の残留カルバリル 1 例で短期の健康影響の可能性が同定された。

超過があったのは、チリ産りんごのピリメタニル (2 検体)、インド産鞘付き豆のジメトエートとエンドスルファン (各 1)、ドミニカ産鞘付き豆のエンドスルファン、スリランカ産鞘付き豆のジチオカルバメート、英国産ニンジンの塩化ベンザルコニウム(BAC) (MRL 以上ではあるが貿易基準以下、2)、英国産オーガニックニンジンの DDT (英国では使用が認められていない)、エジプト産ブドウのエテホン、英国産ベビーフードの BAC、ブラジル産ライムのクロルフェナピルとジメトエート (各 1)、ヨルダン産オクラのシペルメトリン、キプロス産オクラのインドキサカルブ、ポルトガル産プラムの BAC、英国産包装済みサラダの BAC、英国産ラズベリーの BAC、インド産コメのトリアゾホスとプロフェノホス (各 1)、英国産乾燥ササゲのカルバリルとクロルピリホスとシペルメトリンとフェニトロチオンとマラチオン (1 検体から複数、カルバリルについて RASFF 通知)、英国産乾燥 mung beans のハロキシホップ、英国産乾燥ウーラット豆のホレート、英国産乾燥ササゲのマラチオン、中国産乾燥 mung beans のグリホサート、ドミニカ共和国産メロンと karella の BAC、英国産ほうれん草の BAC(4)など。一つの食品で複数農薬の超過が検出されたものについて複合リスク評価も行っている。

-
- 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. ASA 裁定

ASA Adjudication on PH Health

4 March 2015

http://asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2015/3/PH-Health/SHP_ADJ_286425.aspx

MMS2 や Alkazon pH ドロップ、液体クロロフィルなどの製品を「身体の pH を上げて血液をきれいにする」などと宣伝している。ASA の照会に対して回答していない。製品の宣伝は EU の健康強調表示リストに存在しない。

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 動物実験情報のデータベース：より透明性のある動物実験のためのドイツの取組み

Database AnimalTestInfo: German initiative for more transparency in animal experiments

09.03.2015

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2015/07/database_animaltestinfo_german_initiative_for_more_transparency_in_animal_experiments-193452.html

動物保護法の第三次改訂により、科学的な目的に使用する動物をさらに保護するようになった。これに関連して、BfR はドイツの全ての認可動物実験計画を国民に知らせるよう委任された。この権限に則して、BfR は現在インターネット上で入手できる動物実験情報データベースを開発した。www.animaltestinfo.de。(AnimalTestInfo はドイツ語)

「このデータベースで誰でもすぐに認可された動物実験についての包括的な情報を手に入れることができる。科学的目的で使用される動物を守るガイドラインを満たす他の欧州加盟国にも、この BfR のアプリを利用できるようにしている。」と BfR 長官 Dr. Andreas Hensel 博士は述べた。BfR は科学雑誌「*Nature*」の記事でこの取組みを発表している。(Nature, 519, 33, 5 March 2015; doi:10.1038/519033d)

2. ビスフェノール A 暴露による健康リスクはない—BfR は EFSA の新評価の結論を支持

No health risk for consumers from Bisphenol A exposure - the BfR endorses the conclusion of the new EFSA assessment

19 February 2015

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/no-health-risk-for-consumers-from-bisphenol-a-exposure-the-bfr-endorses-the-conclusion-of-the-new-efsa-assessment.pdf>

2015 年 1 月、EFSA は食品と食品以外由来のビスフェノール A (BPA) に関する健康リスク評価についての新しい意見を発表した。この意見で、EFSA の専門家は現在の科学的証

扱と消費者暴露に基づき、BPA はどの世代にも健康リスクを生じることはないと結論した。これは胎児、乳幼児、青年にも当てはまる。新データとより精緻な方法により、EFSA の専門家は BPA の耐容一日摂取量(TDI)を 50 µg/kg bw/day から 4 µg/kg bw/day にかなり引き下げた。この新評価に照らすと、食事だけによる、あるいは食事以外と合わせた（食事、ハウスダスト、化粧品、感熱紙）場合の最大暴露推定量は新 TDI の 3~5 分の 1 である。神経行動学上の異常に関して、また乳腺、生殖系、代謝系、免疫系に関する BPA の健康影響に関する不確実性は、解析されて TDI の計算に考慮されている。この TDI はこれらの不確実性を排除するためのラットの長期研究結果がでるまでの一時的な値とみなす。BfR は欧州からの豊富なデータが暴露計算に考慮されたことを歓迎し、全ての BPA データの不確実性が考慮されたことから、この新しい暫定 TDI 導出を支持する。

3. BfR ヒト研究からの新データ：マジパンとペルシパンの摂取によるシアン化物リスクはない

New data from a BfR human study: no cyanide risk resulting from the consumption of marzipan and persipan

3 March 2015

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/new-data-from-a-bfr-study-no-cyanide-risk-resulting-from-the-consumption-of-marzipan-and-persipan.pdf>

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)が行ったヒトの研究により、ビターアプリコトカーネル、ペルシパン、亜麻仁、マニオク（キャッサバ）の摂取によるシアン化物暴露のリスク評価がさらに精細化できるようになった。その研究結果は科学誌「Archives of Toxicology」(DOI 10.1007/s00204-015-1479-8, オープンアクセス)に現在発表されている。

ビターアプリコトカーネル、亜麻仁、マニオクは比較的高濃度の天然の植物物質であるシアン発生性配糖体を含んでいる。植物にも含まれる酵素 β-グルコシダーゼにより食べている間にシアン化物が発生する。シアン化物はシアン化水素酸の塩類である。十分に高用量摂取するとエネルギー生成を阻害し急性中毒につながる。BfR 研究はシアン発生性配糖体を含む食品のリスク評価においてはシアン化合物の量に加えて、植物 β-グルコシダーゼが活性が極めて重要であることを示している。酵素による速やかな分解によってのみ、毒性を決める測定する体内の高血中シアン化物濃度につながる。

既知のビターアプリコトカーネルと加工されていないマニオクの摂取による健康リスク結果は BfR が実施したヒトの研究で確認された。これらの食品と比較して、結合型シアン化物が同程度の亜麻仁の摂取は、血中最大濃度（ピーク濃度）はより低くなる。シアン化物の放出に必要な β-グルコシダーゼが製造工程でほとんど破壊されるので、ビターアプリコトカーネルを一部含むペルシパンの摂取ではさらに低濃度だった。

ビターアプリコトカーネルは、これまでの助言通り一日当たり最大 2 つの仁しか摂取してはいけない。大量のマニオクは摂取前に加工されるべきである（これには伝統的なさまざまな方法がある）。亜麻仁摂取は、シアン化物含量が多くても安全で、一回の食事につ

き最大 15g まで。マジパンとペルシパンについては EU 規則で最大シアン化物含有は食品 1kg あたり 50mg に限られており、たとえ大量に摂取しても、シアン化物に関しては害がない。

シアン化物の急性毒性は到達した血中ピーク濃度で決定される。中毒の評価でわかっている臨界範囲以上では、エネルギー発生を妨げるので嘔吐や意識障害のような最初の臨床症状が予期される。検査される 12 人の対照化ヒト研究の一部で、BfR は上記の食品の摂取によるシアン化物血中濃度を分析した。全て結合型シアン配糖体として 6.8mg の同用量のシアン化物を含んでいた。だが、測定された最大血中濃度はかなり異なっていた。およそ 2g のビターアプリコットカーネルとおよそ 100g の未加工のマニオクを摂取するとほぼ上述の臨界範囲に達するのに、亜麻仁(31 g)摂取後の最大血中濃度は有意に低い。これはおそらく亜麻仁の酵素 β -グルコシダーゼ活性が低いからであろう。100g のペルシパン摂取後の、血中濃度はビターアプリコットカーネルとマニオクと比較してさらに一桁低い。これはペルシパン製造時に相当加熱されるため β -グルコシダーゼがほぼ破壊されるからであろう。

・ BfR は β -グルコシダーゼ活性の高い食品の青酸配糖体にもあてはまるシアン化物の急性参照用量を導出した

<http://link.springer.com/article/10.1007/s00204-015-1479-8>

ARfD 0.075 mg/kg 体重を提案

● フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. 食品包装：極端な高温に再加熱すると物質の溶出リスクが高まる

Food packaging: reheating at exceedingly high temperatures increases the risk of substance migration

25/02/2015

<https://www.anses.fr/en/content/food-packaging-reheating-exceedingly-high-temperatures-increases-risk-substance-migration>

食習慣や消費パターンの変化は、特に一カ所に定住しない生活や包装の便利性あるいは環境影響に関連し、食品包装分野で業界に革新的な解決方法を求めている。フランス国立消費者研究所との研究開発連携契約の枠組みで、ANSES は電気オーブンや電子レンジあるいは蒸気で温めることができる食品包装に関する比較研究を実施した。この研究の結果から、食品包装からの物質の溶出は一般に低く規制値以下だが、再加熱用の指示に違反するとかかなり高まる可能性があることが示された。この溶出リスクを制限するために、ANSES はこの点について使用方法に注意深く従うよう助言する。

規制では使用工程の安全性の責任を製造業者に追わせ、安全で適切な使用のための使用

方法を食品容器に表示することも求めている。だが今日まで、包装材料に存在する物質への消費者暴露について、様々な再加熱の影響に関して、科学的文献はほとんど発表されていない。

そこで ANSES はフランス国立消費者研究所と協力してこの問題に関する研究を行った。様々な種類の包装（電気オーブンや電子レンジで使用される食品バッグ、蒸気や電子レンジに使用されるバッグ、及びトレイ）でいくつかの研究が行われた。

研究されたサンプルで、包装された食品の種類にかかわらず、ポリプロピレンが最もよく使用されるポリマーだった。

電気オーブンや電子レンジで調理されるためにデザインされたポリプロピレン食品トレイに関する研究で、検査は 3 つの状態（室温、製造業者の推奨に従い電子レンジで加熱、極端に加熱）で行われ、室温に保たれたいくつかのサンプルで、POSHs（Polyolefin oligomeric saturated hydrocarbons；潤滑剤として使用される可能性のあるもの）の存在が明らかになった。

特に極端に再加熱（より高い温度で長時間）した場合に、POSH 濃度は再加熱中に高くなった。

ANSES の助言

この研究結果から、極端に再加熱すると物質の溶出リスクが高まるため、ANSES は消費者に、食品包装に表示された製造業者の推奨（調理温度と時間）に従うよう助言する。

包装と再加熱方法についての注意

電子レンジを最大限活用するために、ANSES は次の助言をする：

- 使用前に台所用品が電子レンジの使用に適していて（これは製造業者が指示するべきである）良好な状態であるかをいつも確かめること。
- 電子レンジ調理食品用の使い捨て容器を取っておかないこと（たとえば食品トレイとして再利用しない）。
- 食品包装に特別の指示がなければ、低出力で長い再加熱時間を選ぶほうがよい（たとえば、650w で 2 分の方が 1270w で 50 秒より好ましい）。
- 乳幼児の哺乳瓶の再加熱に電子レンジの使用を避けること：食品内にできる温度分布が子供のやけどの原因となりうる。

更に、ANSES は破損した包装や使用跡のある包装の使用は避けるよう助言する。

酸性の食品（トマト、レモンジュースを使用した料理など）に関しては、アルミニウムが食品に溶出して酸味が増すので、アルミホイル内でそのような食品を保存したり再加熱したりしないように ANSES は消費者に強く忠告している。

追加情報

- ・ ANSES 添付書類—INC 研究開発協定 加熱可能な食品包装に関する比較試験

<https://www.anses.fr/en/documents/AnnexeCRDalimentsemballesEN.pdf>

● 米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration） <http://www.fda.gov/>,

1. FDA のミルク調査では残留薬物はほとんど検出されなかった

FDA's Survey of Milk Finds Few Drug Residues

March 5, 2015

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm436477.htm>

FDA は 2,000 近くの酪農場のミルク検査の結果を発表した。99%以上から安全上の懸念となる残留薬物は検出されなかった。この知見は米国のミルク供給網の安全システムが効果的に機能していることを示す。

FDA の検査は過去に違反歴のある農場の「標的」検査と一般農場の 2 つのグループに対して行われた。その結果、標的グループであっても残留薬物の検出極めて少なかった。しかしながら、ルーチン検査の対象になっていない少数の残留薬物が検出された。

* Drug Residues

<http://www.fda.gov/AnimalVeterinary/GuidanceComplianceEnforcement/ComplianceEnforcement/ucm264049.htm>

Q & A

Questions and Answers: 2012 Milk Drug Residue Sampling Survey

<http://www.fda.gov/AnimalVeterinary/GuidanceComplianceEnforcement/ComplianceEnforcement/ucm436375.htm>

(一部抜粋)

ミルクの残留薬物は現在どのように検査されているのか

米国では FDA と州の当局が監視している。FDA は州と、企業と規制担当者の自主連合である州間ミルク輸送に関する連邦会議（National Conference on Interstate Milk Shipments : NCIMS）と協力している。FDA は州が採択する条例のモデルとして殺菌ミルク条例（Pasteurized Milk Ordinance : PMO）を発表している。PMO では農場からミルクを集めるとき毎に検体採取を求めている。またミルクの輸送タンクが Grade “A” ミルク工場に届いたときにも検体が採取される。到着したタンクのそれぞれが 6 つのベータラクタム系薬物（ペニシリン、アンピシリン、アモキシシリン、クロキサシリン、セファピリン、セフトオフル）のうち最低 4 つについて検査をし、バルクで検査した結果が疑わしい場合にはそのタンクに集められた農場のミルクが検査される。農場レベルで集めた検体は、通常バルクタンクが薬物陽性だった場合にのみ検査される。

何故ミルクの残留薬物が検査されるのか？

農家は獣医師と一緒に動物の健康を維持することに努めている。時々乳牛の薬物治療が必要になる。治療後薬物が完全に亡くなる前にミルクや肉が出荷されると薬物が検出される可能性があるが、残留薬物を含むミルクや肉を販売するのは違法である。

サンプリングの結果はどうだったのか？

1,912 検体中 15 が薬物陽性だった。過去に違反のあった農場では 953 件中 11 件、そうでない農場では 959 件中 4 件だった

2. FDA はメニュー表示についての小規模事業者向けガイドを発表

FDA Releases Small Entity Compliance Guide on Menu Labeling

March 12, 2015

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm437291.htm>

2014 年 12 月 1 日に発表され 2015 年 12 月 1 日から発効する、レストラン等でのメニューへの栄養表示について、小規模事業者が対応するためのガイダンスを提供する。

3. FDA と EPA はデータ共有覚え書きに署名

FDA and EPA Sign a Data Sharing Memorandum of Understanding

March 16, 2015

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm438208.htm>

FDA と EPA は農薬や有害物質についてのデータを共有する覚え書きに署名した

4. Ultra ZX LABS, L.L.C は表示に記載がないシブトラミンとフェノールフタレインを含むため Ultra ZX を全国で自主回収

Ultra ZX LABS, L.L.C. Issues Voluntary Nationwide Recall of Ultra ZX Since It Contains Undeclared Sibutramine and Phenolphthalein

March 10, 2015

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm437517.htm>

FDA の検査で検出された。製品のラベルの写真は本ウェブサイトを参照。

5. 警告文書

- cancerherbtea.com 2/26/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm435681.htm>

がんに効くハーブティーなどの宣伝が未承認新規医薬品に該当し違法。

- NanoBiotech Pharma 2/26/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm435675.htm>

各種サプリメントの疾患治療宣伝が未承認新規医薬品に該当し違法。

- Nutreglo Products, Inc. 2/26/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm435680.htm>

各種サプリメント（サワーソップ、モリングア、ANAMU など）の疾患治療宣伝が未承認新規医薬品に該当し違法。

- Canna Companion LLC 2/24/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm435671.htm>

大麻製品がペットのがんに効くなどの宣伝が未承認新規動物用医薬品に該当し違法。

- Canna Pet LLC 2/24/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm435662.htm>

ペットの病気予防のために大麻サプリメントを与えるという宣伝が未承認新規動物用医薬品に該当し違法。

- Twin Falls Bio Tech, LLC 2/26/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm435777.htm>

大麻製品ががんに効くなどの宣伝が未承認新規医薬品に該当し違法。

- Purecbd.net 2/26/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm436066.htm>

大麻製品ががんに効くなどの宣伝が未承認新規医薬品に該当し違法。

- CBD Life Holdings LLC dba Ultra CBD 2/26/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm435778.htm>

大麻抽出物とされる Ultra CBD ががん細胞を殺す、エボラに有効などの宣伝が未承認新規医薬品に該当し違法。

- Hemp Oil Care 2/26/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm436069.htm>

大麻のカンナビジオールががんに効くなどの宣伝が未承認新規医薬品に該当し違法。

- Infiniti Creations Inc 2/26/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm436079.htm>

タマヌ油で皮膚がんが治療できるなどの宣伝が未承認新規医薬品に該当し違法。

- Modern Herb Shop 2/26/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm436074.htm>

各種ハーブ製品（漢方薬）の疾患治療宣伝が未承認新規医薬品に該当し違法。

- Lewisburg Livestock Market, Inc 3/3/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm436609.htm>

食用に販売された乳牛の動物用医薬品フロルフエニコール、フルニキシシ。

- South Central Livestock, Corporation 2/26/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm436444.htm>

食用に販売された乳牛の動物用医薬品フロルフエニコール。

- Complete H2O Minerals 1/8/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm436442.htm>

各種ダイエタリーサプリメント（ミネラル類が多い）の各種疾患治療宣伝が違法。

- Biosyntx 2/26/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm436272.htm>

各種ダイエタリーサプリメントの各種疾患治療宣伝が違法。

- Suzukatsu Co., Ltd 2/13/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm436759.htm>

日本の静岡県企業。ウナギの蒲焼きのたれの表示が適切でない。コーンシロップを使用していないのにコーンシロップと表示している。実際に使用したのはグルコースシロップであり、その原料となる「サツマイモデンプン」「ジャガイモデンプン」「コーンスターチ」などが表示されていない。また、米国では基本単位を **erving size** (1 回分/1 食分) で表し、それは **RACC** (**reference amount customarily consumed**) として 21 CFR 101.12 に定義されている。製品の栄養成分表示の一回使用量がテーブルスプーン 1 杯 (25 g) となっているが、ソース類の RACC の定義によるとテーブルスプーン 2 杯 (30g である) が適切である、など。

6. 公示

以下の製品には表示に記載のない医薬品が含まれる。

①FDA の検査でシルデナフィルが検出された製品

- Rhino Blitz Gold 3000

http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm436327.htm?source=govdelivery&utm_medium=email&utm_source=govdelivery

- Vim-25

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm436300.htm>

- Baolong

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm436323.htm>

- Santi Scalper

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm436244.htm>

- Male Silkworm Moth Nourishing Oral Liquid

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm436317.htm>

- Plant Vigra

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm436238.htm>

- Vigra

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm436241.htm>

- Sex Men

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MeducationHealthFraud/ucm436250.htm>

- Super Hard

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MeducationHealthFraud/ucm436247.htm>

- Black Mamba Premium

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MeducationHealthFraud/ucm436660.htm>

- Black Ant King

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MeducationHealthFraud/ucm436654.htm>

Bigger Longer More Time More Sperms

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MeducationHealthFraud/ucm436332.htm>

- African Superman

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MeducationHealthFraud/ucm436657.htm>

- La Pepa Negra

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MeducationHealthFraud/ucm436426.htm>

- Stiff Nights

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MeducationHealthFraud/ucm436429.htm>

- Herb Viagra Male Sexual Stimulant

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MeducationHealthFraud/ucm437754.htm>

②FDA の検査でシブトラミンが検出された製品

- L-Carnitine Sob Strengthening Version Slimming Miracle Capsule (L-カルニチン Sob 強化バージョン 痩身ミラクルカプセル)

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MeducationHealthFraud/ucm436671.htm>

- Black Mamba Hyperrush

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MeducationHealthFraud/ucm436667.htm>

③FDA の検査で他の医薬品等が検出された製品

- Lean Body Extreme

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm435632.htm>

(シブトラミン、デスメチルシブトラミン、フェノールフタレイン、シルденаフィル)

- Botanical Slimming (Red)

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm435999.htm>

(フルオキセチン)

- Natural Max Slimming

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm436438.htm>

(シルденаフィル、フルオキセチン、シブトラミン)

- Diablos Eca Fire Caps

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm436435.htm>

(シルденаフィル、フェノールフタレイン、シブトラミン、デイソブチルベンジルシブトラミン)

- 米国 NTP (National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム)

<http://ntp.niehs.nih.gov/>

1. コバルト及びコバルト化合物

Cobalt and Certain Cobalt Compounds

<http://ntp.niehs.nih.gov/pubhealth/roc/candidates/cobalt.html>

発がん物質報告書オフィスが、コバルト及びコバルト化合物についての報告書案を作成するにあたり関連情報をまとめたサイトを作成した。

2. ウェストバージニア Elk 川に流出した化学物質についての NTP の試験

NTP studies of West Virginia Elk River spilled chemicals

<http://ntp.niehs.nih.gov/results/areas/wvspill/studies/index.html>

4-メチルシクロヘキサンメタノールと構造的に類似する化合物の線虫(*Caenorhabditis elegans*)の毒性試験について更新。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 7/2014（2014.04.02）

【EurekAlert】Elk 川へのウェストバージニア化学物質流出事故は大気や水を汚染している

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2014/foodinfo201407c.pdf>

- NIH（米国国立衛生研究所）のダイエタリーサプリメント局（ODS：Office of Dietary Supplements） <http://ods.od.nih.gov/>

1. 2015 食事ガイドライン助言委員会報告

2015 Dietary Guidelines Advisory Committee Report

http://ods.od.nih.gov/About/2015_DGAC_Report.aspx

表題報告書のうち、ダイエタリーサプリメントについての部分だけを抜粋したもの

基本的に、必要があって（医師の指示などで）サプリメントを使っている場合以外は、健康的な食生活から栄養素を摂るべきである。過剰摂取や有害影響を避けるためにも、濃度の高いサプリメントではなく、食品や飲料から摂るべき。

*参考：食品安全情報 No. 5/ 2015（2015. 03. 04）

【HHS】2015 食事ガイドライン助言委員会が報告書を提出（February 19, 2015）

http://fcsi.nihs.go.jp/ex/webdocs/ex-01/2015_/foodinfo201505c-1/foodinfo201505c.pdf

- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
（FSANZ：Food Standards Australia New Zealand）
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. カフェイン

Caffeine

October 2014

<http://www.foodstandards.gov.au/consumer/generalissues/Pages/Caffeine.aspx>

カフェインは、コーヒー、茶およびココアなどの食品に天然に存在し、中程度の刺激剤として使用した長い経緯がある。カフェインを添加した製品もある。例えば、コーラタイプのソフトドリンク、エナジードリンクやエネルギーショットなど。主な食品のカフェインの含有濃度は以下の通り。

- ・ コーヒー（侵出液）：60～120 mg/250 mL 一杯
- ・ エナジードリンク等（カフェイン強化飲料）：80 mg/250 mL 一杯
- ・ インスタントコーヒー（ティースプーン1杯）：60～80 mg/250 mL 一杯
- ・ 茶：10～50 mg/250 mL 一杯
- ・ コカコーラ：48.75 mg/375 mL 缶

・ミルクチョコレート：20 mg/100g バー

カフェインの安全基準値はあるか？

一日許容摂取量（ADI）のような健康ベースのガイダンス値はない。ただし、FSANZ 専門家作業部会が 2000 年に検討し、カフェイン 3 mg/kg bw/day の用量で子どもの不安が増加する根拠があるとの結論を出した。この用量は、5～12 才の子どもにとって 95 mg/day（約コーラ 2 缶）、成人にとって 210 mg/day（約インスタントコーヒー 3 杯）に相当する。

どのようにカフェインを規制しているか？

Food Standards Code では、コーラタイプのソフトドリンク（最大 145 mg/kg：消費する形態で）及びエナジードリンク（最大 320 mg/L）に添加できるカフェイン量を制限し、カフェインを含む製品には表示義務がある。ガラナも同様に表示義務対象である。ダイエタリーサプリメントや補完食品として販売されているエネルギーショットにもカフェインは含まれているが対象外である。

飲料中カフェインについて政府は何をしているか？

オーストラリア・ニュージーランド食品規制大臣会合（Australia and New Zealand Ministerial Forum on Food Regulation）では、カフェイン入りエナジードリンクに関連した問題への対応として多数の対策に同意しており、その一環で 2014 年 6 月に新しい政策ガイドラインを採択している。

* Regulatory management of caffeine in the food supply

<http://www.foodstandards.gov.au/code/fofr/Documents/Caffeine%20July%202014.pdf>

* Application A394 - Formulated Caffeinated Beverages (Energy Drinks)

<http://www.foodstandards.gov.au/code/applications/pages/applicationa394/Default.aspx>

● ニュージーランド一次産業省（MPI : Ministry of Primary Industry）

<http://www.mpi.govt.nz/>

1. MPI はオンライン魚ブラックマーケットを閉鎖

MPI closes online fish black market

11 Mar 2015

<http://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/mpi-closes-online-fish-black-market/>

MPI 法令遵守事務所はシーフードを闇販売していたオークランドの 4 グループの営業を中止させた。Facebook を利用して違法販売しており、フォロワーが 400 人以上いた。

2. MPI は乳児用ミルク汚染脅迫対応として警察を支援している

MPI supporting Police with infant formula contamination threat response

10 Mar 2015

<http://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/mpi-supporting-police-with-infant-formula-contamination-threat-response/>

害獣対策として1080を使うことに対する抗議として乳児用ミルクなどを汚染させるという脅迫に対応するため、MPIは警察と協力している。また、MPIは各政府機関、製造業者及び小売店の協力のもと、乳児用ミルクをさらに保護するために追加措置を行っている。例えば、小売店でのセキュリティー対策強化、新しい1080検査計画を含む乳・乳製品検査の強化、供給チェーンの関係者による警戒、製造現場での追加の物理的セキュリティー、乳加工施設の高いセキュリティー及び警戒を維持するための査察計画などである。これまでMPIは殺菌前のミルク及びその製品4万件以上を検査したが、1080は検出されていない。

*参考：Fonterraと農業組合宛に、3月末までに害獣コントロールのための農薬1080の使用を中止しなければ乳児用ミルクに1080を入れるという匿名の脅迫状と1080入りの粉ミルクが入った荷物が送られてきたとのこと。

*農薬「1080」：モノフルオロ酢酸ナトリウム

*参考：食品安全情報 No. 18 / 2007 (2007. 08.29) 参考

【NZFSA】農薬「1080」(14 August 2007)

<http://www.nihs.gov.jp/hse/food-info/foodinfonews/2007/foodinfo200718.pdf>

3. Concord 作戦記者会見、2015年3月14日

Operation Concord Media update, Saturday 14 March 2015

14 Mar 2015

<http://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/operation-concord-media-update-saturday-14-march-2015/>

MPIの情報を届けるために、警察が855の酪農場と乳児用ミルクを販売しているその他の小規模小売業者を訪問した。Concord作戦は週末も継続し、警察はこの脅迫事件に関する情報提供を呼びかけている。

ニュージーランド政府は輸出相手国と協力していてこれまでのところ政府の対応は好意的に受け止められている。中国とは輸出条件について良い結果になっている。今日まで1080脅迫に関連して取引を妨げる対応はとられていない。

*Concord作戦の専用サイト

1080 threat – Operation Concord

<http://www.doc.govt.nz/about-doc/news/issues/1080-threat--operation-concord/>

犯罪捜査についてはニュージーランド警察、食品安全についてはMPI、他に保健省、環境省などが協力。Q & Aあり。

(このサイトは保護省 Department of Conservation)

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. TRILEX ハーブティーリコール

TRILEX Herbal Tea recalled

March 04, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/03/20150304_190851.shtml

韓国から輸入された「排熱デトックスハーブティー三冬茶」が、登録されていない専売中国伝統薬に相当するためリコール。喉の不快感を和らげると宣伝されていた。

(注：販売サイトでは抗インフルエンザ製品と宣伝している)

● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

検査実査課/輸入食品政策課

● 2015-03-06

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=26756>

● 2015-02-27

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=26682>

2. ジョンソン食品医薬品安全処長、水産物安全管理の現場訪問

農水産物安全課 2015-03-05

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=26733&cmd=v>

食品医薬安全処は、政丞処長が3月5日鷺梁津水産市場（ソウル銅雀区所在）を訪問すると発表した。

今回の現場訪問は、国内で生産・流通する水産物の貝毒の安全管理状況などを視察し、貝毒検査のための取去などを現場点検するために計画された。政丞処長は現場で「貝毒は加熱・料理しても破壊されないため、‘貝類採取禁止海域’で貝類を採捕しないよう注意することを特にお願ひする。季節ごとに主要水産物に対する安全管理を継続的に強化して行く計画である。」と発表した。

*春：貝毒、夏：魚介類ビブリオ菌、冬：水産物ノロウイルスなど

一方、食薬処と海洋水産省は、本年3月から6月まで、国内で生産・流通する水産物の貝毒安全管理のために検査を強化する予定である。食薬処は地方自治体とともに、問屋、大型マート、伝統市場などで流通する貝類（牡蠣、しじみ、赤貝、はまぐり等）やホヤなどに対して検査を実施する。海水部は、国内生産海域の安全管理を強化するために既存の55ヶ所から97ヶ所に調査地点を拡大し、検査を強化する計画である。貝毒検査の結果で不合格の場合には、その生産海域での水産物の採取と出荷を禁止し、流通販売中の水産物は迅速に回収・廃棄措置する計画である。また、消費者が食べる事がないよう海域別の貝毒発生状況と品目別検査結果などの関連情報を食薬処、国立水産科学院、各市・道ホームページなどを通じて提供する予定である。

*許容基準：麻痺性貝毒 0.8 mg/kg、下痢性貝毒 0.16 mg/kg

*関連情報提供：食品医薬品安全処告知事項(www.mfds.go.kr)、国立水産科学院予報・速報(www.nfrdi.re.kr)及び各市・道(所属機関)ホームページ参照

3. 食品医薬品安全処、国民の意見を直接収集する双方向疎通チャンネル「国民疎通団」運営

疎通協力課 2015-02-27

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=26667&cmd=v>

食品医薬品安全処は、食品医薬品安全の問題に対して国民の立場で問題点を指摘して制度改善などの意見が政策に反映されるように「国民疎通（コミュニケーション）団」を設立して3月から本格的に運営すると発表した。

国民疎通団は、食品医薬品安全に関心のある満19歳以上の一般消費者と韓国消費者団体協議会10会員団体の地域代表者など1,000人で構成される。国民疎通団の提示した意見は問題点の解決や制度改善など政策に反映されたり、正確な情報を提供する必要があると判断された問題については生活密着型の情報を一般消費者向けに積極的に提供する計画である。国民疎通団を通じて用意された主要な生活密着型の情報は、消費者向け食・医薬安全教室などを通じて教育用としても活用される予定である。

※食・医薬安全教室：全国民を対象に、食品、医薬品、化粧品、医療機器などを安全に使うために必要な情報を共有できるようにする常時教育

食薬処は、国民疎通団を通じて国民意見を直接的に聞き、常時共有し、必要情報は迅速に提供して国民信頼を確保し、今後も引き続き国民とのつながりを多様化する方針だと発表した。

4. 「食品メーカー・レストランの衛生検査に参加して下さい」

食品消費安全課 2015-02-26

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=26653&cmd=v>

食品医薬品安全処または地方自治体が食品製造業者または飲食店などの現場点検や食品収去を行う際に公務員とともに直接参加する消費者を2月26日から年中募集すると発表し

た。

消費者衛生点検参加は2013年に消費者の政策参加と食品衛生に対する関心を拡大するために導入し、2014年には1,318人の消費者が参加し、2015年には2,000人に拡大する予定である。衛生点検に参加を希望する消費者に資格要件はなく、詳しい事項はホームページ(<http://www.mfds.go.kr>)を参考にして住所管轄地方食品医薬品安全庁や地方自治体に申し込めばよい。申し込み後、消費者衛生点検参加候補に選定されれば所定の教育を修了して食品会社衛生点検に参加することになり、1日50,000ウォンの活動礼金が支給される。

食薬処は、消費者の食品業者衛生点検参加が食品の安全を確保して、行政の透明性と信頼性を強化させるきっかけになることから、国民の多くの関心と参加を呼びかける。

5. 有害農水産物流通前のブロックの強化

農水産物安全課 2015-02-25

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=26642&cmd=v>

食品医薬品安全処は、残留農薬超過などの農水産物安全管理を強化するために現在全国12ヶ所に設置・運営中の公営農水産物卸売市場内の現場検査所を16ヶ所に拡大運営する計画だと発表した。

※ 現場検査所：卸売市場などに搬入された農水産食品を現場で迅速収去検査（4～6時間）し、検査不合格の農水産食品を直ちに廃棄措置など流通・販売遮断するもので、今年は4ヶ所の公営農水産物卸売市場に追加設置する予定。

昨年の流通農水産物収去・検査の約54,000件のうち約44,000件（81%）が迅速検査を実施できるようにした現場検査所12ヶ所において検査され、不合格の農水産物27トンが現場で廃棄措置の対象となった。

参考として、全国公営農水産物卸売市場は33ヶ所あり、国内農産物の総生産量（1,200万t）のうち684万t（57%）が公営農水産物卸売市場を通じて流通している。また、現場迅速検査体系が構築されていない公営卸売市場で流通する農水産物に対して、迅速検査体系が構築されるまで管轄地方自治体が毎月20件以上収去して検査を強化する計画である。

● シンガポール保健科学庁（HSA : Health Science Authority）

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. 地元で養殖された魚のシガトキシンについての嘘メール

Hoax email on Ciguatoxins in locally farmed fishes

9 March 2015

http://www.ava.gov.sg/docs/default-source/ava-food-alerts/2015/food-alert_hoax-email-on-ciguatoxins-in-locally-farmed-fishes.pdf

地元で養殖された魚を食べないようにと警告する嘘メールが出回っているという情報が

あった。そのメールでは、最近の魚の大量死がマリンバイオトキシンであるシガトキシンによると主張している。しかし、これは事実ではない。シガトキシンは魚を殺さない。さらにシガトキシンを産生する藻類は、この海域では検出されていない。通常、シガトキシンは太平洋、インド洋、カリブ海の熱帯や亜熱帯の珊瑚礁の魚に見られる。地元の養殖魚は安全である。我々の検査ではマリンバイオトキシンは検出されていない。死んだ魚は廃棄され販売することはできない。

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、市販豆製品のサンプリング検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04210020493>
- 香港食物環境衛生署食物安全センター、かびの生えたサトウキビによる食中毒について注意喚起
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04210750482>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、貝類の養殖のための、微生物と藻類毒によって汚染された海水処理の有効性に関する科学技術報告書を発表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04210840475>
- 台湾衛生福利部、遺伝子組換え原材料の表示に関する規定の改正案を公表、30日間の意見募集を開始
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04210920492>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、サプリメントとして許可されたビタミンとミネラルのリストとそれらの摂取条件に関する法令案について報告書を発表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04210940475>
- バスク州食品安全機関(ELIKA)、欧州連合(EU)食品・飼料早期警戒システム(RASFF)-スペイン動物衛生警戒システム(RASVE) 年次報告書 2014 年を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04211180508>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、2014年の輸入食品検査結果の統計を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04211250493>

EurekAlert

- ペンシルベニア大学の研究：

薬物性肝不全の最も良くある原因は OTC 医薬品とサプリメントである

Penn study: OTC medications and supplements are most common causes of drug-induced liver failure

3-Mar-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-03/uops-pso030315.php

Gastroenterology に発表されたペンシルベニア大学医学大学院の新しい研究によると、薬物誘発性急性肝不全の最も多い原因は処方薬ではなく OTC 医薬品とサプリメントである。

医薬品の副作用として最も怖いもののひとつが急性肝不全で、FDA によると医薬品が販売禁止になる理由として心毒性の次に肝毒性がある。アセトアミノフェンなどの医薬品による急性肝不全はよく知られているがより広範な肝不全の頻度を評価した研究はない。

Lo Re らは 2004 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日までの Kaiser Permanente Northern California のデータを用いて米国の急性肝不全の実態評価を試みた。548,422 人の患者のうち 62 の急性肝不全が同定されその約半分が薬物性だった。56%はアセトアミノフェンで 19%がハーブ/ダイエタリーサプリメント、6%が抗生物質、その他医薬品が 18%だった。75%は薬局で購入できる医薬品やサプリメントが原因であった。

アセトアミノフェンによる急性肝不全の半分は意図せぬ過剰使用であったため、サイズの制限や個包装などの検討が必要である。またサプリメントについては業界のより積極的な規制が必要である。

- 人気のある抗酸化物質は効果がない可能性が高いことを研究が発見

Popular antioxidant likely ineffective, study finds

6-Mar-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-03/mu-pal030515.php

Nature Communications に 3 月 6 日発表された研究によると、ユビキノン (コエンザイム Q10) は必須の抗酸化物質ではなく、それを食べても何のメリットもなさそうである。

研究者らは徐々にユビキノンを減らし、また正常レベルに戻すことができるマウスを作成した。ユビキノンが少ないことで細胞の酸化的傷害が増えたりすることはなかった。

- 低線量放射線によるがんリスクについての新しい手がかり

New clues about the risk of cancer from low-dose radiation

10-Mar-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-03/dbnl-nca031015.php

100mSv あるいは全身 CT スキャン 10 回分に相当する低線量放射線によるマウスの乳がんリスクに、遺伝的要因が大きく関与することを 3 月 9 日に発表された *Scientific Reports* に報告した。米国エネルギー省 Lawrence Berkeley 国立研究所の生命科学部 Jian-Hua Mao らは、遺伝的多様性をもつヒトを真似た遺伝的に多様なマウスを集団を開発した。がんになりやすいマウスとなりにくいマウスを交配して 350 の遺伝的に異なるマウスを作成した。これらのマウスに一回全身 100mSv の放射線を照射し、それから四番目の乳腺に遺伝的に同一のがんになりやすい乳腺上皮細胞を移植した。このことでがん微少環境の影響を調べることができる。その 18 か月後までがんの発症を調べた。

その結果、低線量放射線はほとんどのマウスでがんリスクを変えなかった。一部ではむ

しろ低線量放射線はがんリスクを下げた。一部はがんになりやすくなった。そしてがんになりやすくなったマウスのがん感受性と関連する 13 の遺伝子座位を同定した。

* Identification of genetic loci that control mammary tumor susceptibility through the host microenvironment

Pengju Zhang et al.,

Scientific Reports 5, Article number: 8919 doi:10.1038/srep08919

<http://www.nature.com/srep/2015/150309/srep08919/full/srep08919.html>

書誌事項

● **ダイエタリーサプリメントの合成興奮剤カクテルと重大な有害事象の関連**

A cocktail of synthetic stimulants found in a dietary supplement associated with serious adverse events.

Venhuis B, et al.,

Drug Test Anal. 2014 Jun;6(6):578-81

● **二人の兄弟のビタミン D 中毒：ダイエタリーサプリメントに注意**

Vitamin D intoxication in two brothers: be careful with dietary supplements.

Conti G, et al.,

J Pediatr Endocrinol Metab. 2014 Jul;27(7-8):763-7

● **症例：ボディービルダーの腎不全：外因性ビタミン D 中毒による腎石灰沈着症**

The case: renal failure in a bodybuilder athlete. Diagnosis: Nephrocalcinosis secondary to exogenous vitamin D intoxication.

Libório AB, et al.,

Kidney Int. 2014 May;85(5):1247-8.

● **福島第一惨事：4年**

The Lancet World Report

The Fukushima Daiichi disaster: 4 years on

Justin McCurry

Published Online: 10 March 2015

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室